

行政訴訟関西L控訴審勝利! またもや**不当労働行為**が認定される!

本日、東京高等裁判所は、平成22年（行コ）第149号・不当労働行為救済命令取消請求控訴事件（通称＝行政訴訟関西L）で、会社の不当労働行為を認定した中央労働委員会命令を支持する勝利判決を言い渡しました。その内容は、職場内ビラ配布行動を口実とした分会書記長への長時間の事情聴取、顛末書と就業規則の写経の強要、掲示物の強制撤去は不当労働行為であるというものです。

2005年11月25日、大阪台車検査車両所（旧大阪第三車両所）分会が救済申し立て以降、大阪府労働委員会、中央労働委員会が不当労働行為と認定しました。会社は、不服として行政訴訟を提起しましたが、東京地方裁判所に続き、東京高等裁判所でも勝利判決が出されました。

約5年間にも及ぶ長い闘いでしたが、この闘いが会社からの不当な介入に歯止めをかけてきたことは言うまでもありません。

しかし、今年10月1日を境に、各職場で掲示物の不当撤去が相次いでいます。最高裁判所で掲示物撤去が不当労働行為と認定された事件は過去4件です。これは最高裁判所への冒瀆です。JR東海経営陣は、最高裁判所の決定さえも守ることができない腐敗の極みです。全職場から、不当労働行為を許さない闘いを構築していこうではありませんか。

基本協約締結拒否事件に続く完全勝利!
会社は掲示物撤去をやめ、謝罪文を手交しろ!